警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施しますので公示します。

令和７年３月５日

神奈川県公安委員会

１　実施期日

令和７年６月９日（月）から同年６月11日（水）までの間

２　実施場所

横浜市中区寿町２丁目５番地１　川本工業ビル７階研修室

３　講習の区分

法第２条第１項第２号に規定する警備業務（以下「２号警備業務」という。）

４　定員

30人

５　受講対象者

警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）提出時において、当該講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第２項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号）第７条第１項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの。

(1) 最近５年間に２号警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（２号警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

(3) 検定規則第４条に規定する２級の検定（２号警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、同合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上２号警備業務に従事しているもの

(4) 旧警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（２号警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（２号警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した警備員であって、同検定に合格した後、継続して１年以上２号警備業務に従事しているもの

６　受講申込手続

(1) 申込みの受付

ア　申込受付期間

令和７年４月２日（水）から同年４月４日（金）までの午前９時から午後４時までの間

なお、申込みは、定員になり次第締め切ります。

イ　申込みの方法

(ｱ) 神奈川県警察本部の申込専用電話により申込みを行い、受付番号を取得してください。

申込専用電話以外による申込みは、受け付けません。

(ｲ) １回の通話で申し込むことができる人数は１人とし、申込者は受講希望者本人とします。

ウ　申込専用電話の電話番号

045-662-0193

(2) 申込書の提出

ア　提出期間

令和７年５月13日（火）から同年５月15日（木）までの午前９時から午後４時までの間（正午から午後１時までの間を除く。）

イ　提出場所

横浜市中区寿町２丁目５番地１　川本工業ビル５階

一般社団法人神奈川県警備業協会

ウ　提出書類

(ｱ) 申込書（６か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を申込書の所定の位置に貼り付けたもの）１通

申込書は、神奈川県警察のホームページ「申請・届出等様式ダウンロードサービス索引」より入手することができます。

(ｲ) 資格者証又は修了証明書の写し１枚

(ｳ) 受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書面１通

a　前記５(1)に該当する者

警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b　前記５(2)に該当する者

１級検定の合格証明書の写し

c　前記５(3)に該当する者

２級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d　前記５(4)に該当する者

旧１級検定の検定合格証の写し

e　前記５(5)に該当する者

旧２級検定の検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

なお、郵送による提出書類の受付は行っていません。

7　受講手数料及び納付方法

１万4,000円に相当する額を納付してください。原則、キャッシュレス決済によりますので、受講申し込みの際は、キャッシュレス決済手段（クレジットカード、電子マネー又はコード決済）を準備してください（キャッシュレス決済の方法についての詳細は、神奈川県警察のホームページ内「各種手続」を確認してください。）。

なお、収受後の受講手数料については、還付しません。

8　講習の委託

本講習は、一般社団法人神奈川県警備業協会に委託して実施します。

9　問合せ先

(1) 神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課（電話045-211-1212　内線3038・3039）

(2) 神奈川県内の警察署生活安全（第一）課

(3) 一般社団法人神奈川県警備業協会（電話045-225-8825）

10　その他

本講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。